

いじめ防止基本方針

- 第1章 いじめ防止基本対策の基本的な考え方
- 第2章 子どもの権利条例理念を踏まえた取組
- 第3章 いじめの未然防止～具体的な取組
- 第4章 早期発見と対応について
- 第5章 いじめ防止のための組織対応
- 第6章 いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応

平成27年8月 策 定

平成30年5月一部修正

令和5年4月一部修正

令和6年3月一部修正

札幌市立清田緑小学校

第1章 いじめ防止基本対策の基本的な考え方

1 基本理念 ～「子どもの権利条例」を踏まえて～

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、「子ども権利条例」により、子どもにとって大切な権利を定め、いじめの防止を含め、広く子どもの権利を保障し、子どもの権利の侵害からの救済などの施策を推進する。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

2 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめ防止等のための基本的な方針

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

（平成25年10月11日文科科学大臣決定）による

(2) 具体的な様態

- ・ ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ PCや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(3) いじめの理解

いじめはどの学校でも起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が被害に遭ったり、ときには関わったりすることがある。また、これらを何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序や閉鎖性など）や「観衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第2章 子どもの権利条例理念を踏まえた取組

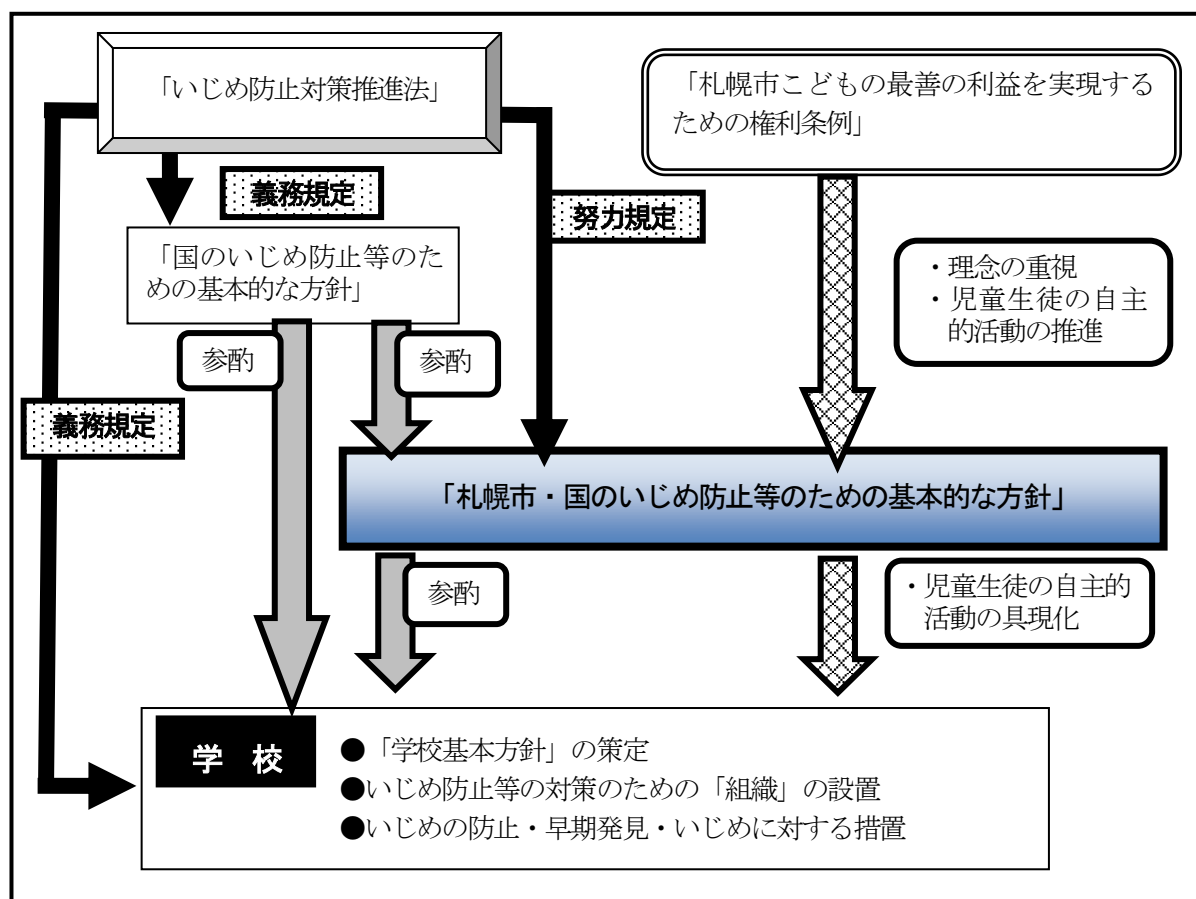
1 子どもの意見表明権を重視した主体的な取組

子ども一人一人がいじめの問題について考え、全員が意見を述べ合い、児童会活動等における子どもが主体的にいじめをなくす活動等に取り組む。

2 子どもが安心して生活できるようにするための取組

子どもに対し「いじめは絶対許さない」「いじめられている側に立って考える」という姿勢のもと、挨拶や授業中の発表、聞き方や話し合いのルールなど学級における言語環境や規律、子ども同士の人間関係の在り方について、子どもの発達段階に応じて適切に指導する。

また、子どもがいじめについて自ら考える機会を設けるなどして、学校側のいじめに対する姿勢を子どもに明確に伝えるとともに、子どもが安心して生活できる環境づくりを行う。



※「札幌市基本方針」策定の位置付けより

第3章 いじめの未然防止～本校の具体的な取組

1 「いじめ」について共通認識のもと指導にあたる

(1) 何がいじめなのか

子どもの発達段階に応じて、低学年時から「してはいけないこと」を具体的に意識付ける。些細なことから始まって、しつこく繰り返す、みんなで行うことが深刻な精神的危害になるという認識を共有する。

(2) いじめられている子どもの気持ちを考える

道徳や学級活動の時間等において、いじめられている側の気持ちを理解できるようにする。いじめを許さない風土や誰かに相談する大切さを共有する。

(3) いじめる子どもの指導、支援をきめ細かく行う

なぜいじめてしまうのかという視点で、当該の子どもや保護者、周辺の教職員や子どもから話を聴く必要がある。いじめの再発防止のためにスクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にして、個に応じた指導をする。

2 本校の具体的な取組

(1) 楽しく分かる授業を行う

- ・毎日の学習では、教師は「できる・分かる喜びや楽しさ」を実感できるように心掛け、子どもが様々な場面で関わり合いをもつことから互いを認め合う中で受け入れる風土を醸成する。
- ・道徳の時間を核とした教育課程全体で心の教育を推進する。

(2) 子ども理解に努める

- ・過去に起こったいじめの事案についても、翌年の学級担任に引き継ぐなど見守りを継続し、いじめの根絶を目指す。
- ・毎日の健康調べで、子どもの表情や様子から声を掛けるなどの手立てをとり、その子の「困り」を把握する。
- ・学年打合せ、担任外の打合せなどで定期的に子どもの変容について交流する。

(3) 規律ある落ち着いた生活をさせる

- ・生活の約束の徹底をする。※時間を守る（登校時刻、朝読書）、廊下階段の右側歩行
- ・外遊びを徹底し、身体を動かすだけでなく、心のリフレッシュをすることで活動にけじめをもたせる。
- ・挨拶など基本的な礼儀を身に付けさせる。
- ・子どもの主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む。

(4) 良好な人間関係の育成に努める

- ・間違えた発言や言動を「馬鹿にする、嘲笑する」風潮を生まない学級経営をする。
※「あったか言葉」「ふわふわ言葉」を大切に！
- ・子どもの日常の会話や係、当番、委員会活動での関わり合いから「疎外」や「嫌悪感」がないか複数の職員が目で見守り、いじめの早期発見に努める。
- ・児童一人一人が認められ心が満たされる学校生活を送られるように関わる。
- ・異学年交流の時間を計画的に取り組ませ、他者と関わる力を伸ばし、思いやりの心を育てる。

(5) 明るく、豊かな学習環境づくりに努める

- ・学習環境の整備を推進する。（教室環境や廊下の掲示物の工夫）
- ・いじめ防止に向け、学級や児童会活動など子どもが自らの活動の充実を図る。

(6) 保護者、地域、関係機関との連携を深める

- ・ネットいじめの特徴を知り、子どもや保護者の注意喚起を行う。
- ・情報モラル教育を充実させる。
- ・保護者のいじめ防止への理解を深める。

第4章 早期発見と対応について

1 いじめの早期発見

- ① 職員がいじめを積極的に認知する。
 - ・児童が発する小さなサインにいち早く気づき、日常的な観察や声掛けを行う。
 - ・他の職員にその子の様子を伝え、複数の目で見守る。
 - ・朝の登校、健康観察、欠席日数検証等について、教職員全体で情報を共有する。
 - ・保護者との情報連携について検討し、信頼関係を築くとともに、今後の協力について依頼する。
- ② アンケートや教育相談の計画的な推進
 - ・アンケートや教育相談を計画的に実施し、定期的に子どもの様子を客観的に把握する。
 - ・教育相談について、スクールカウンセラーからの助言を参考にしながら子どもの心的負担を与えないようにする。

2 いじめへの早期対応

- ① 速やかに組織的に対応する。
- ② いじめを受けているとされる子どもや、いじめを知らせてきた子どもの安心・安全を確保する。
- ③ 速やかに関係する子どもの保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。
- ④ 事実関係の確実な把握を行う。
- ⑤ 再発防止に向けた個別の指導及び保護者への対応をする。
- ⑥ 教育委員会への報告
- ⑦ いじめの解決に向けた集団への働きかけをする。
 - ・加害児童への指導
 - ・被害児童への指導
 - ・周りの児童への指導

3 警察との連携

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第5章 いじめ防止のための組織対応

＜いじめ防止委員会＞

- ① 構成員：校長、教頭、主幹教諭、担任外教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、
(該当学年、担任)
- ② 内容
 - ・学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・いじめの未然防止
 - ・いじめの対応（含：緊急対応）
 - ・教職員の資質向上のための校内研修
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
 - ・具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正
- ③ 留意点
 - ・いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止委員会で速やかに対応する必要があることから、

構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。

- ・校長が不在の時は、教頭が代理として行い、主幹教諭と連携する。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- ・構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

《会議について》

- (1) いじめ防止委員会の定例の会議を月に1回開催する。
- (2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止委員会の会議を必ず開催する。
- (4) 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。
また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

《いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について》

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、いじめ防止委員会で判断する。
- (2) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止委員会において行う。
- (4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ防止委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

《いじめの防止等の対処マニュアルの作成について》

- (1) 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（市の改定案の第4章）を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定する。
- (2) いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、いじめ防止委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- (3) 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- (4) アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげる。
- (5) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

《学校の取組の評価について》

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。

- (2) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

《個別の対応状況に関する記録及び引継について》

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- (2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

《緊急時の対応について》

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会と連携し、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

《インターネット上のいじめの防止》

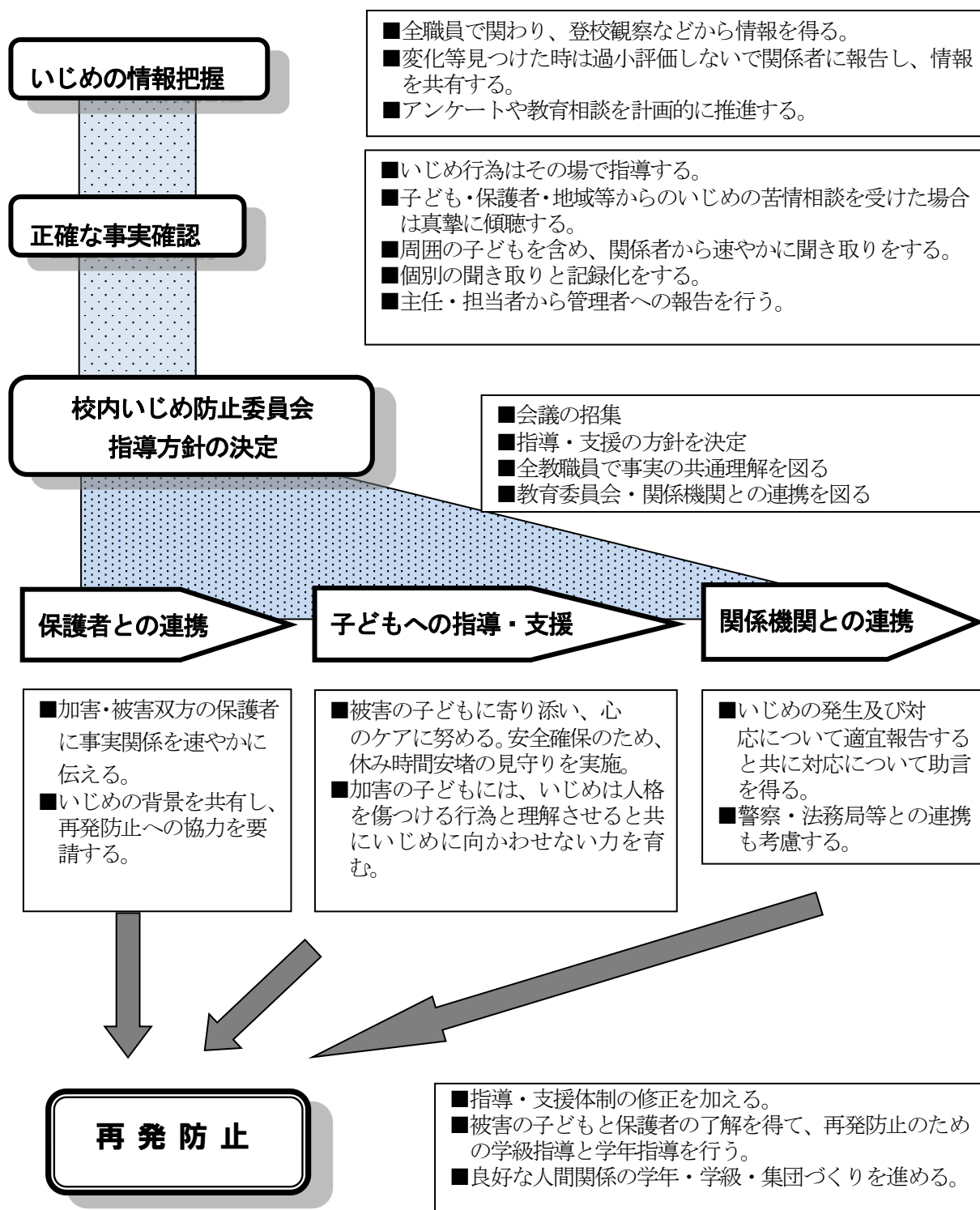
- (1) インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

《児童及び保護者、地域等への説明》

- (1) 入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- (3) 方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

第6章 いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応

本校における組織的ないじめ対応の流れ



本校における組織的ないじめ対応の流れ

学 校

重大事態の発生

- ①児童の生命、新進または財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③児童等が保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき

教育委員会

重大事態発生の報告

調査①

※調査の目的は事実関係を明確にすること

※教育委員会により調査主体を判断する。

学校

弁護士等有識者を
加えた調査組織に
よる調査

ま
た
は

教育委員会

教育委員会の附属機関による調査
(重大事態調査検討委員会)

※いじめを受けた児童生徒及び 保護者に調査結果を報告し、希望があれば調査結果に意見書を添付して市長に報告する。

市 長

重大事態発生の報告

調査結果の報告

※再調査の必要性を判断

再調査

調査②

または **調査終了**

※調査①の結果について調査する

子ども未来局

附属機関による調査等

再調査結果の報告

※いじめを受けた児童生徒保護者に調査結果を説明する。

再調査終了

議 会

再調査結果の報告

※市長及び教育委員会は、当該重大事態発生と同時種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる

「いじめ防止等の基本的な方針」より